

# 社団法人沖縄県理学療法士会

## 定款及び規程集

2007年10月

社団法人 沖縄県理学療法士会

沖縄県島尻郡与那原町字板良敷 1380 番地 1

Tel&Fax 098-944-2455

E - mail :opta@oki pt.jp

本定款・規程集は会員個人で大切に保管してください。

## 目次

### 社団法人 沖縄県理学療法士会定款

第1章 総則	1
第2章 会員	1～2
第3章 役員	2～3
第4章 総会	3～4
第5章 理事会	4～5
第6章 顧問	5
第7章 財産及び会計	5～6
第8章 定款の変更及び解散	6
第9章 事務局	7
第10章 補則	7

### 社団法人 沖縄県理学療法士会諸規程

会員規程	8
社団法人 日本理学療法士協会代議員規程	8～9
会務の運営に関する規程	9
会費納入規程	9～10
役員選出規程	10～11
旅費及び手当での支給に関する規程	11～12
固定資産に関する規程	12
謝金の支払いに関する規程	12～13
個人情報保護規程	13～15
人材育成助成金規程	15
人材育成助成金規程細則	16
勉強会助成金規程	16～17
勉強会助成金規程細則	17

### 様式集

人材育成助成金関連書類	18～20
勉強会助成金関連書類	21～24

# 社団法人 沖縄県理学療法士会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、社団法人沖縄県理学療法士会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を島尻郡与那原町字板良敷1380番地1に置く。

(目的)

第3条 本会は、理学療法の学術技能の進行等に関する事業を行い、県民の健康保持、公衆衛生の普及向上及び社会福祉の向上に寄与するとともに、会員の職業倫理の高揚及び地位の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 理学療法士としての学術技能の振興に関する事業
- (2) 理学療法を通じて、医療、保健及び社会福祉の増進に資する事業
- (3) 理学療法士学術大会、研修会、講習会、研究会等の開催に関する事業
- (4) 理学療法士の教育機関に協力し、教育の向上に資する事業
- (5) 理学療法に関する刊行物の発行及び調査研究事業
- (6) 会員の職業倫理の高揚に関する事業
- (7) 会員の社会的地位の向上と会員相互の福利厚生に関する事業
- (8) その他の本会の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

(資格)

第5条 本会の会員は、次の3種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

(1) 正会員 沖縄県に居住又は勤務する理学療法士であって、本会の目的に賛同して入会した個人とする。

(2) 名誉会員 本会に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者

(3) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人又は団体。

2 正会員は、名誉会員に推薦された場合においても、正会員としての権利に制限を受けない。

(入会)

第6条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 入会は、総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を判決し、会長

が本人に通知するものとする。

(会 費)

第 7 条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第 8 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

( 1 ) 退会したとき。

( 2 ) 禁治産又は準禁治産の宣告を受けたとき。

( 3 ) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

( 4 ) 2 年以上会費を滞納したとき。

( 5 ) 除名されたとき。

(退 会)

第 9 条 正会員及び賛助会員は、理事会の議決を経て会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第 10 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において出席会員の 3 分の 2 以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

( 1 ) 本会の定款又は規則に違反したとき。

( 2 ) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

( 抛出金品の不返還 )

第 11 条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

### 第 3 章 役 員

(種別及び定款)

第 12 条 本会に次の役員を置く。

( 1 ) 会 長 1 人

( 2 ) 副会長 2 人

( 3 ) 理 事 9 人以上 15 人以内 ( 会長及び副会長を含む )

( 4 ) 監 事 2 人

(選任等)

第 13 条 役員は、総会において正会員の中から選任する。

2 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

3 理事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を沖縄県知事に届け出なければならない。

4 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を沖縄県知事に届け出なければならない。

(職 務)

第 14 条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、本会の会務を執行する。

4 理事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の会計を監査すること。

(2) 理事の業務執行状況を監査すること。

(3) 会計及び業務の執行状況について、不整の事実を発見したときは、これを総会及び沖縄県知事に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは招集すること。

(任期)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任し又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会において出席会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬)

第17条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項の規定に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第4章 総会

(種別)

第18条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、この定款で別に規定するもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第21条 通常総会は、毎年2回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)理事会が必要と認め召集の請求をしたとき。

(2)正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面によって請求があったとき。

(3)第14条第4項第4号の規定により、監事が召集したとき、又は監事から請求があったとき。

(召 集)

第22条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、会長が召集する。

2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席正会員のなかから選出する。

(総会の定足数)

第24条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第25条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)正会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者および表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)

(3)審議事項及び議決事項

(4)議事の経過の概要及びその結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印をしなければならない。

## 第5章 理 事 会

(構 成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(種類及び開催)

第 29 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎月開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。

(3) 第 14 条第 4 項第 4 号の規定により、監事が召集したとき、又は監事から召集の請求があったとき。

(権能)

第 30 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他の総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(召集)

第 31 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか会長が召集する。

2 会長は、第 29 条第 3 項第 2 号又は 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 32 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(準用)

第 33 条 理事会には、第 24 条から第 27 条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

## 第 6 章 顧 問

(顧問)

第 34 条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

3 顧問は、重要な会務について会長の諮問に応える。

## 第 7 章 財産及び会計

(財産の構成)

第 35 条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費

- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第 36 条 本会の財産は会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、別に定める。

(経費の支弁)

第 37 条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算書)

第 38 条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎年会計年度開始前に、総会において出席会員の 3 分の 2 以上の議決を経て、沖縄県知事に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第 39 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支計算)

第 40 条 本会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経て、その会計年度終了後 3 か月以内に沖縄県知事に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(会計年度)

第 41 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の同意を経、かつ、沖縄県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第 43 条 本会は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び同条第 2 項の規定によるほか、総会において、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、沖縄県知事の認可を得て解散する。

(残余財産の処分)

第 44 条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ沖縄県知事の許可を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

## 第9章 事務局

(設置等)

第45条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第46条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書

(4) 許可、認可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める期間の議事に関する書類

(6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

(8) その他必要な帳簿及び書類

## 第10章 補則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

1 この定款は、本会の設立許可のあった日から施行する。

2 本会の設立当初の役員は、第13条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとし、その任期は、第15条の規定にかかわらず、平成5年3月31日までとする。

3 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第38条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

4 本会の設立初年度の会計年度は、第41条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成4年3月31日までとする。

5 この定款は平成19年8月1日から一部改正により施行する。

# 社団法人 沖縄県理学療法士会 諸規程

## 会員規程

### ( 会員 )

第 1 条 定款第 5 条第 1 号に規程する会員は、社団法人日本理学療法士協会に所属するものとする。

### ( 入会 )

第 2 条 入会は、本会所定の用紙をもって会長に提出するものとする。

### ( 休会 )

第 2 条 休会は、本会所定の用紙をもって会長に提出するものとする。

2 休会中の会員から会費の徴収をしない。

3 休会中は本会からの連絡をしない。

### ( 退会 )

第 4 条 退会は、本会所定の用紙をもって会長に提出するものとする。

### ( 復会 )

第 5 条 復会は、本会所定の用紙をもって会長に提出するものとする。

### ( 異動 )

第 6 条 異動は、本会所定の用紙をもって会長に提出するものとする。

### ( 資格喪失 )

第 7 条 会員は、社団法人日本理学療法士協会の会員資格を失った時は、本会の会員たる資格を失う。

### ( 改廃 )

第 8 条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て、総会に報告しなければならない。

### ( 附則 )

この規程は平成 3 年 12 月 12 日より施行する。

## 社団法人 日本理学療法士協会代議員規程

### ( 選出 )

第 1 条 代議員の選出は、理事会において推薦し、総会にて承認を得る。

2 代議員に欠員が生じた場合には、会長が推薦し理事会にて承認を経て補充することができる。

### ( 定員数 )

第 2 条 代議員の定員数は、社団法人日本理学療法士協会定款による。

2 補欠代議員を選出することができる。

### ( 資格 )

第 3 条 代議員の資格は、社団法人日本理学療法士協会定款による。

### ( 職務 )

第 4 条 代議員は本会を代表し、総会で議決された事項を代議員会に付議し、提案理由を説明する。

2 代議員は代議員会の議事内容を会員に報告しなければならない。

(任期)

第5条 代議員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て、総会に報告しなければならない。

(附則)

この規程は平成3年12月12日より施行する。

## 会務の運営に関する規程

(役員の仕事分掌)

第1条

- (1) 会長は、会務の運営のため事務局及び部を設置することができる。
- (2) 会長が必要と認める時は、理事会の承認を得て委員会を設置し、又は解散することができる。
- (3) 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任命し、事務局員は事務局長が選考し会長が委嘱する。
- (4) 部長は、理事会の承認を得て会長が任命し、部員は、部長が選考し会長が委嘱する。
- (5) 委員長は、理事会の承認を得て会長が任命し、委員は、委員長が選任し会長が委嘱する。
- (6) 事務局長、部長及び委員長は、会務を分担し管理運営に当たる。
- (7) 会長が必要と認める時、委員長は、理事会に出席して意見を述べることができる。
- (8) 会長は、選任後30日以内に各部長を会員に通知しなければならない。
- (9) 部長は、委員長を兼ねる事ができる。

(改廃)

第2条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て、総会に報告しなければならない。

(附則)

この規程は平成3年12月12日より施行する。

## 会費納入規程

(納入)

第1条 定款第7条の会費は、協会の指定する納入方法をもって納入するものとする。ただし、当面の間本会が指定する銀行口座(振込)を経由して納入あるいは会計に直接納入することができる。

(会費)

第2条 正会員は、年額7,000円とする。

- 2 入会金及び日本理学療法士協会費は、それぞれ協会の規程する額による。
- 3 名誉会員は、会費を納めることを要しないが、社団法人日本理学療法士協会費は、納入するものとする。

- 4 賛助会員は、年額一口 20,000 円とする。
- 5 特別の事情がある場合には、本人からの届け出により休会することができる。休会中の会員からは会費の徴収をしない。本会からの連絡等を行わない。

( 期限 )

第 3 条 会費納入期限は 6 月 15 日とする。

( 改廃 )

第 4 条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て、総会に報告しなければならない。

( 附則 )

この規程は平成 3 年 12 月 12 日より施行する。

この規程は平成 19 年 4 月 1 日一部改正により施行する。

## 役員選出規程

( 総則 )

第 1 条 役員の選出は、定款第 12 条の規程に基づきこの規程により行う。

( 選挙管理委員会 )

第 2 条 役員を選出するため、理事会の承認を得て、選挙管理委員会を設ける。

2 選挙管理委員会は、3 名以上をもって構成する。理事及び候補者は選挙管理委員を兼ねることができない。選挙管理委員が立候補したいときは、別の選挙管理委員を選出し、立候補者は委員を辞退する。

3 選挙管理委員会は、次の業務を行う。

( 1 ) 投票日 60 日以前に選挙すべき役員を公示し、立候補を受け付けなければならない。立候補締切日は、投票日 30 日以前とする。

( 2 ) 役員候補者の受理及び資格審査

( 3 ) 候補者氏名の公示

( 4 ) 投票及び開票の管理と当選の確認

( 5 ) その他選挙管理に必要な事項

4 選挙管理委員の任期は、2 年とする。

( 役員の選挙 )

第 3 条 会長、理事及び監事の選挙は、会員の自由意思又は他の会員の推薦により立候補できる。推薦の場合は、3 名以上からの推薦を必要とし、本人の同意を得て推薦者の代表が書面をもって届け出るものとする。

2 立候補者が定員に充たないときは、理事会において立候補者を推薦する。

3 選挙は無記名投票により行う。

4 投票用紙は、選挙管理委員会が定める用紙を用い、定数以上の数の記載があったものは無効とする。

5 有効投票は、投票総数の 3 分の 2 以上を必要とする。

6 単記投票の場合は、有効の過半数に達した場合当選とし、過半数に達しない場合は、上位 2 名で決戦投票を行う。

7 得票数が同数の場合は、くじで当選者を決める。

8 立候補者数が定員以内の場合は、無投票当選とする。

- 9 当選者が当選の日から任期開始後 60 日までの間に死亡、退会、若しくは正当の事由で辞任又は辞退したときは、次点者を繰り上げ当選とする。
- 10 当選者が当選の日から任期開始後 60 日以降に死亡、退会、若しくは正当の事由で辞任又は辞退したときは、理事会において補欠選挙の有無を決める。
- 11 役員の選挙は次の順序で行う。
  - (1) 会長（単記投票）
  - (2) 理事（定員連記投票）
  - (3) 監事（定員連記投票）
  - (4) 副会長は、理事の中から会長が指名し、総会の承認を得て定める。
- 12 候補者は、次の要領で選挙活動を行うことができる。
  - (1) 候補者は、推薦者の代表者の氏名及び立候補の趣旨（400 字以内）の告示のみとする。告示は、選挙管理委員会より文書をもって通知する。
  - (2) 会長選挙は、候補者及び推薦者各 1 名が演説を行うことができる。
  - (3) 候補者は、他の候補者の推薦をしてはならない。
  - (4) 候補者及び当該推薦者の演説は、合計 8 分以内とする。
- 13 開票に際し、議長は立会人 2 名を推薦する。

（改廃）

第 4 条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て、総会に報告しなければならない。

（附則）

この規程は平成 3 年 12 月 12 日より施行する。

## 旅費及び手当の支給に関する規程

（総則）

第 1 条 この規程は、本会の役員及び役員以外のものが本会の用務により旅行する場合に支給する旅費及び役員手当てについて必要な事項を定める。

（役員）

第 2 条 本規程にいう役員とは、定款 12 条に定めた者をいう

（支給の範囲）

第 3 条 役員が、理事会および本会の用務または会長の命により旅行した場合は、旅費等を支給することができる。

2 役員以外の者が、会長の命により本会の用務により旅行した場合には、役員に準じた旅費等を支給することができる。

3 会長活動費として、年額 100,000 円を支給することができる。

（旅費等の計算）

第 4 条 旅費等とは別表に掲げたものとする

（報告責任）

第 5 条 旅費等の支給を受けた者は、所定の様式により事後速やかに用務の内容について会長に報告するものとする

2 会長の活動費の報告は、年額範囲内で各領収書原本をもってこれにあてる。

(委任)

第6条 この規程に定めない事項については、理事会の議決による。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て、総会に報告しなければならない。

(附則)

この規程は平成3年12月12日より施行する。

この規程は、平成19年4月1日改正により施行する。

別表

旅費等の内訳	摘要
旅費	交通機関の料金の実費を支給する。 領収証添付のこと。ただし鉄道運賃、バス賃等において領収証の受領が困難な場合には、区間の正規の運賃を支給する。
宿泊費	実費を支給する。(但し、一夜数上限10,000円) 上記を上回る場合の差分は自己負担とする。 領収証添付のこと。
日当	原則として1日3,000円を支給することができる。 用務日数分を支給する。 用務において会長が特に必要と認めた用務については、上限5,000円の範囲で支給することができる。

#### 固定資産に関する規程

(定義)

第1条 固定資産とは、耐用年数1年以上で、かつ取得価格が100,000円以上の有形固定資産およびその他の固定資産をいう

(取得価格)

第2条 固定資産の取得価格は、次による。

- 1 その購入価格およびその付帯費用
- 2 建設にかかるものは、その建設に要した費用
- 3 交換によるものは、その交換に対して提供した資産の価格
- 4 贈与によるものは、その時の適正な評価額

(固定資産の管理)

第3条 固定資産はその台帳を備え、その保全状況および移動について記録し、移動、毀損、滅失のあった場合は会計責任者に報告しなければならない。

(登記および担保)

第4条 不動産登記を必要と固定資産は、登記し、損害のおそれのある固定資産は、適正額の損害保険を付さなければならない。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て、総会に報告しなければならない。

(附則)

この規程は、平成19年4月1日より施行する。

#### 謝金の支払いに関する規程

(総則)

第1条 この規程は、本会の事業に伴う各種謝金の支払いに関して規程する。

(謝金の定義)

第4条 本規程にいう謝金とは、本会が事業として実施する学術大会、研修会、講習会、研究会のほか、本会が実施するその他の公益事業において依頼した講師等が行った講演や実技指導等

に対して支払われる金銭をいう

(支払いの範囲)

第5条 謝金の支払いの範囲は、本会が行うすべての事業に対して適応する。

(支払いの計算)

第4条 謝金の支払いは別表の通りとする。なお、交通費および宿泊費などの旅費等については、原則として本会の旅費等の支給に関する規程を準用して支給するものとする。

(委任)

第5条 この規程に定めない事項については、理事会の議決による。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て、総会に報告しなければならない。

(附則)

この規程は、平成19年7月1日より施行する。

別表

支払い区分	講師区分	摘要
A	県外の医師または日本理学療法士協会会員以外の講師	100,000円(90分当たりの基準額)
B	県内の医師または県外の日本理学療法士協会会員以外の講師	20,000円(60分あたりの基準額) 但し、特別に会長が認める場合においてのみ支払い区分Aに相当する支払い額を適応しても良い。
C	県外の日本理学療法士協会会員または医師以外で県内の日本理学療法士協会会員以外の講師	10,000円(60分当りの基準額) 但し、特別に会長が認める場合においてのみ支払い区分Bに相当する支払い額を適応しても良い。
D	県内の日本理学療法士協会会員	5,000円(60分当りの基準額) 但し、特別に会長が認める場合においてのみ支払い区分Cに相当する支払い額を適応しても良い。

## 個人情報保護規程

(総則)

第1条 この規程は、社団法人沖縄県理学療法士会(以下当士会とする)が個人情報保護法その他関連法規にもとづき、個人情報の取扱いについて遵守し適切に取り扱うとともに、安全管理について適切な措置を講ずることについて規程する。

(個人情報及び個人データの定義)

第2条 個人情報とは特定の個人を識別できる情報であり、「氏名」「生年月日」「住所」「電話番号」「メールアドレス」及びその他照合により個人が特定出来る情報を指します。個人データとは、個人情報を蓄積し検索可能な形式で保有する電子情報及び紙情報を指します。

2 当士会でいう個人とは次の各号に掲げる者を指す。

(1) 当士会の会員

(2) 当士会事業の関係者(講師、公開講座出席者、事業に際し個別に依頼した専門家)

(3) 当士会の役職員(派遣職員、パートタイマー勤務者等を含む)

(個人情報の取得及び利用目的)

第3条 当士会は当士会ならびに社団法人日本理学療法士協会の事業運営及び推進に必要な範囲で、且つ適法で公正な手段により個人情報を取得するとともに、取得時に通知した利用目的の範囲内でのみ利用するものとする。

2 ここでいう適法で公正な手段により取得した個人情報とは次の各号に掲げる者を指す。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日及び性別
- (3) 自宅住所及び電話番号
- (4) 勤務先名及び住所
- (5) 免許番号
- (6) 協会登録番号
- (7) 士会登録番号

3 ここでいう利用目的とは次の各号に掲げるものを指す。

- (1) 会員の受付登録、名簿、会費納入に関すること
- (2) 広報誌、資料、連絡・通知文書等の発行および発送に関すること
- (3) 事務局、理事会、部会において必要な審議に関わる事項に関すること
- (4) 会員からの質問等への対応に関すること
- (5) 関連団体への広報誌、資料、連絡・通知文書等の発送に関すること
- (6) 新人教育プログラム、生涯学習プログラム等に関すること
- (7) 災害緊急時等に関すること
- (8) その他理事会において特別に審議し承認された事項に関すること

(個人情報の安全管理措置)

第4条 当士会は、取り扱う個人情報の漏洩、滅失、または毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために適切な安全管理及び警備、保護の対策を講じるとともに、安全管理に関する取扱い規程等の制定実施を図り、個人情報の保護を行う。

(個人情報の第三者への預託)

第5条 当士会は、当士会の管理運営および事業推進のため、または個人情報保護のため、個人情報を業者委託先の事業者個人情報を預託する場合がある。個人情報を預託する場合には、預託先の適切な取扱いを確保するために契約を締結し、その取扱い状況の点検を行うものとする。

(個人情報の第三者への提供)

第6条 当士会は、個人情報を第三者に提供するにあたり、法令・法規に定められた場合を除き、本人の同意を得ることなく第三者に提供しない。

(個人情報の開示・訂正・修正または削除)

第7条 当士会は、次の各号について適切且つ合法的な範囲で対応しなければならない。

- 1 第1条及び第3条に定める個人から自己の個人情報について開示を求められた場合
- 2 1の結果、当士会が保有する個人情報につき訂正・修正または削除を求められた場合
- 3 第1条及び第3条に定める個人自ら自己の個人情報の訂正・修正または削除を求められた場合
- 4 上記1～3については、いずれの場合にも当該本人であることを確認した上で迅速に対応を行なうものとする。

(個人情報保護遵守)

第8条 当士会は、個人情報可能な限り最新かつ正確となるよう管理するとともに、守秘義務の厳守、情報漏洩等のないよう管理・監督し、また、会員に対し個人情報保護に関する適切な教育を行う。

(個人情報に関する責任者および窓口)

第9条 本件に関する問い合わせは下記とする。

責任者：社団法人沖縄県理学療法士会 会長

窓 口：社団法人沖縄県理学療法士会事務局

〒901-1393 沖縄県与那原町字板良敷 1380 - 1

098 - 944-2455 ( F A X 兼用 ) E-mail:opta@proof.ocn.ne.jp

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て、総会に報告しなければならない。

(附則)

この規程は平成18年4月1日より施行する。

#### 人材育成助成金規程

第1条 この規程は、(社)沖縄県理学療法士会の会員が、技術指導等講習会、研修会の受講を通じて、専門家として必要な能力を身に付け、効果的かつ効率的な事業の実施に貢献する人材を養成することを目的とする。

第2条 助成金の用途は、会員が受講目的の研修会、講習会等にかかる経費に限る。

第3条 助成金の交付を希望する会員は、所定の申請書(別添様式1)を用いて(社)沖縄県理学療法士会理事会(以下、理事会と略す)に助成金交付申請を行うことができる。

第4条 申請は、講習会、研修会受講を希望する(社)沖縄県理学療法士会当該会員が行う。

第5条 申請を受けた理事会は、助成金を交付する基準に適しているかを審査し、交付の可否を判断する。理事会は、その必要がある場合は、申請者に対し詳しい説明を求めることができる。

第6条 助成金は、以下の要件を満たした会員に対して交付を認める。

(1)(社)沖縄県理学療法士会の会員であること。

(2)受講を希望する講習会、研修会が(社)沖縄県理学療法士会会員および一般県民に還元される内容であること。

第7条 審査に合格した会員に対して、助成金を交付する。助成金の金額等については別に定めるものとする。

第8条 助成金を交付された会員は、(社)沖縄県理学療法士会理事会に対して、定められた方法で受講報告を行うとともに助成金の用途などについて報告する義務を負う。これが守られない場合理事会は、助成金の弁償を当該会員に対して行うことができる。

第9条 助成金の申請・交付の手続きは毎年度行うこととし、再申請を妨げない。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て、総会に報告しなければならない。

(附則)

この規程は平成17年4月1日より施行する。

### 人材育成助成金規程細則

- 第1条 この細則は、(社)沖縄県理学療法士会の会員が技術指導等講習会、研修会の受講に対して、申請に基づき助成金を交付するための規程細則である。
- 第2条 人材育成助成金を申請する者は、(社)沖縄県理学療法士会会長に申請書(別添様式1)を提出すること。申請書の記載内容が不備な場合は、これを受理しない。
- 第3条 人材育成助成金は単年度1会員1申請とする。
- 第4条 人材育成助成金は10万円を上限とする。
- 第5条 人材育成助成金を交付された会員は、(社)沖縄県理学療法士会理事会に対して、次の方法で受講報告すること。
- (1) 別紙様式またはこれに準じた様式による書面報告書
  - (2) 別紙様式またはこれに準じた様式による収支報告書
  - (3) 会員あるいは一般県民を対象とした伝達講習会の企画及び開催
- 第5条 人材育成助成金を交付された会員は、受講以後も(社)沖縄県理学療法士会の当該受講内容における指導者として継続的な会員および一般県民に対する指導を実践し、当該指導内容が十分に周知されるよう公益事業等を企画・開催すること。
- (改廃)
- 第6条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て、総会に報告しなければならない。
- (附則)
- この規程は平成17年4月1日より施行する。

### 勉強会助成金規程

- 第1条 この規程は、(社)沖縄県理学療法士会の会員が主催して継続的に行っている勉強会に対して、申請に基づき助成金を交付するための規程である。
- 第2条 助成金の使途は、勉強会の運営目的に限る。
- 第3条 助成金の交付を希望する会員は、所定の申請書(別添様式1)を用いて(社)沖縄県理学療法士会理事会(以下、理事会と略す)に助成金交付申請を行うことができる。
- 第4条 申請は、勉強会の主催者である(社)沖縄県理学療法士会会員が行うことができる。
- 第5条 申請を受けた理事会は、助成金を交付する基準に適しているかを審査し、交付の可否を判断する。理事会は、その必要がある場合は、申請者に対し詳しい説明を求めることができる。
- 第6条 助成金は、以下の要件を満たした勉強会に対して交付を認める。
- (1) (社)沖縄県理学療法士会の会員が主催すること。
  - (2) 勉強会の会員は、(社)沖縄県理学療法士会会員を主としていること。
  - (3) 申請時点で、(社)沖縄県理学療法士会会員が10名以上勉強会会員として登録されていること。
  - (4) 申請時点で、少なくとも2ヶ月に1回以上の頻度で定期的に行われている状態が、1年以上継続していること。
  - (5) 申請時点で、以後1年以上勉強会を継続する意思があること。

第7条 審査に合格した勉強会に対して、助成金を交付する。助成金の金額、期間、受け取り方等については別に定めるものとする。

第8条 助成金を交付された勉強会の主催者は、(社)沖縄県理学療法士会理事会に対して、定められた方法で勉強会の実績及び助成金の使途などについて報告する義務を負う。これが守られない場合は、助成金の交付を中止しその年度中に交付された金額を返済すること。

第9条 助成金の申請・交付の手続きは毎年度行う。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て、総会に報告しなければならない。

(附則)

この規程は平成17年4月1日より施行する。

#### 勉強会助成金規程細則

第1条 この細則は、(社)沖縄県理学療法士会の会員が主催して継続的に行っている勉強会に対して、申請に基づき助成金を交付するための規程細則である。

第2条 勉強会助成金を申請する者は、(社)沖縄県理学療法士会会長に申請書(別添様式1)を提出すること。申請書の記載内容が不備な場合は、これを受理しない。

第3条 勉強会助成金の金額は1年度につき3万円を上限とする。年度途中で申請された場合は、申請した翌月から数えて残りの月数を12で除した割合で交付する。(例:10月に申請した場合、11月から数えて年度残りは5ヶ月。 $3万円 \times 5 / 12 = 1万2500円$ となる。)

第4条 勉強会助成金を交付された勉強会的主催者は、(社)沖縄県理学療法士会事務局長に対して、次の方法で勉強会の実績について報告すること。

- (1) 4月1日以降9月末日までに開催した勉強会の実績を、10月末日までに報告する。
- (2) 10月1日以降3月末日までに開催した勉強会の実績は、4月末日までに報告する。
- (3) 実績報告は所定の用紙(別紙様式2もしくはこれに準じた様式)を用いること。

第6条 勉強会助成金を交付された勉強会的主催者は、(社)沖縄県理学療法士会会計に対して、次の方法で助成金の使途について会長に報告すること。

- (1) 4月1日以降9月末日までに使った費用の会計報告を、10月末日までに報告する。
- (2) 10月1日以降3月末日までに使った費用の会計報告を4月末日までに報告する。
- (3) 会計報告は所定の用紙(別紙様式3もしくはこれに準じた様式)を用いること。

第6条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て、総会に報告しなければならない。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て、総会に報告しなければならない。

(附則)

この規程は平成17年4月1日より施行する。

(社) 沖縄県理学療法士会人材育成助成金申請書

(社) 沖縄県理学療法士会  
 会長 溝田 康司 殿



会長承認印

(社) 沖縄県理学療法士会人材育成助成金規程に則り、助成金交付を希望し申請します。

申請日：平成 年 月 日  
 申請者（沖縄県理学療法士会会員に限る。）

氏名： \_\_\_\_\_ 印

講習会等の名称			
受講者の氏名	連絡先	住所：	
受講者の勤務先		電話：	
		FAX.：	
講習会研修会の内容			
開催日時及び期間		開催場所	
概算費用			

用紙が不足する場合は、A 4用紙を付け足して使用してください。

**(社) 沖縄県理学療法士会人材育成助成金による受講報告書**

(社) 沖縄県理学療法士会  
 会長 溝田 康司 殿



会長承認印

(社) 沖縄県理学療法士会人材育成助成金規程細則第 4 条に則り、以下の報告を致します。

報告日：平成 年 月 日

報告者： \_\_\_\_\_ 印

講習会等の名称			
受講者の氏名	連絡先	住所：	
受講者の勤務先		電話：	
		FAX.：	
講習会研修会の内容			
開催日時及び期間		開催場所	

(社) 沖縄県理学療法士会人材育成助成金会計報告書

(社) 沖縄県理学療法士会

会 長 溝田 康司 殿



会長承認印

(社) 沖縄県理学療法士会勉強会助成金規程細則第 4 条に則り、以下の会計報告を致します。

報告日：平成 年 月 日

報告者： \_\_\_\_\_ 印

収支決算書

収入

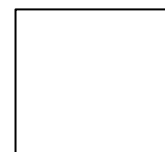
科目	予算額	備考
勉強会助成金	100,000 円	

支出

経費区分	支出済額	積算内訳
合計		

(社) 沖縄県理学療法士会勉強会助成金申請書

(社) 沖縄県理学療法士会  
 会長 溝田 康司 殿



会長承認印

(社) 沖縄県理学療法士会勉強会助成金規程に則り、助成金交付を希望し申請します。

申請日：平成 年 月 日

申請者（勉強会を主催する沖縄県理学療法士会会員に限る。）

氏名： \_\_\_\_\_ 印

勉強会の名称			
主催者の氏名	連絡先	住所：	
主催者の勤務先		電話：	
		FAX：	
勉強会の内容			
定期的開催日時		定期的開催場所	
過去1年の活動実績			

用紙が不足する場合は、A 4用紙を付け足して使用してください。



**(社) 沖縄県理学療法士会勉強会報告書**



(社) 沖縄県理学療法士会  
 会長 溝田 康司 殿

会長承認印

(社) 沖縄県理学療法士会勉強会助成金規程細則第 4 条に則り、以下の報告を致します。

報告日：平成 年 月 日

報告者： \_\_\_\_\_ 印

勉強会 の名称			
主催者 の氏名		連絡先	住所：
主催者 の勤務先			電話：
			FAX：
定期的 開催日時		定期的 開催場所	
報告内容			

開催した勉強会について参加者数を明記すること。

用紙が不足する場合は、A 4用紙を付け足して使用してください。

(社) 沖縄県理学療法士会勉強会会計報告書

(社) 沖縄県理学療法士会  
会 長 溝田 康司 殿



会長承認印

(社) 沖縄県理学療法士会勉強会助成金規程細則第 5 条に則り、以下の会計報告を致します。

報告日：平成 年 月 日

報告者： \_\_\_\_\_ 印

収支決算書

収入

科目	予算額	備考
勉強会助成金	30,000 円	

支出

経費区分	支出済額	積算内訳
合計		